## 平成29年度第5回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成29年8月25日(金) 午後2時

召集	集場所		清須市役所3階 大会			会議室	室								
開	景 会		平成29年8月25日(			( ) 午	午後2時								
出席	5 委員	. 1	18名												
	1番	大橋	浩	2	番 渡	辺 私	火郷		3番	山田富	士雄		4番	横井	満之
	6番	齊藤	嘉男	7	番横	井。	忠勝		8番	中野	浩光		9番	猪子	勝三
1	1番	花木	滿	1 2	番石	黒 釒	広俊	1	3番	石塚	芳政	1	4番	加藤	定雄
1	5番	後藤	鉃雄	1 6	番 後	藤	卡秋	1	7番	加藤	和伸	1	8番	星野	満
1	9番	木村	芳彦	2 0	番 加	藤公	頁茲								
欠盾	5 委 員	. 5	5番 浩	<b></b>	尊弘										
本会	議に職	務のた	こめに出	出席し	た者の	氏名									
事	務局長	· 7	5田 隆	È È											
主	事		上藤 嘉	喜起、	石塚	正己、	田中	ī	あさ美	<b>美、</b> 日下	部鎖	東			
議事	耳日 程														
1	提出	案件													
	(1) 議	決案件	‡												
	議案	第11	1号 農	矏地利	用計画	変更の	り申出		•	• • • • • •		• • •	• • • • •	1件	
	議案	第12	2号	<b></b>	3条の	規定に	こよる	許	可申請	青 •			• • • •	3件	
	議案	第13	3号	<b></b>	第5条	第1項	頁の規	定	による	る許可申	請 •		• • • • •	3件	
	議案	第14	1号	<b> 農地利</b>	用集積	円滑化	匕事業	規	定の変	変更承認	)				
	(2) 報	告案件	‡												
	報告	第13	3号	<b></b>	第4条	第15	頁第 7	号	の規定	定による	届出				5件
	報告	第14	1号	<b></b>	第5条	第15	頁第 6	号	の規定	定による	届出			1	4件
2	その	他													
	・清須	市農地	也利用晶	是適化	推進委	員候補	甫者評	価	委員会	会につい	て				

## 会 長 こんにちは、産業課長石田です

始めに、昨日、浅井会長が入院されました、詳しいことはまだはっき りしておりませんが、肺の調子が悪く来月いっぱい入院すると聞いてお ります。

皆様には詳しい情報がわかり次第ご報告いたしますのでしばらくお 時間をいただきます。

本日は会長不在のため、職務代理者であります花木委員が議長を務めるところですが花木委員より、事務局長の私に進行を委任されましたので、花木委員に代わって、議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いします。

さて、まだまだ暑さきびしい季節が続きますが、体調管理には十分注 意してください。

また、昨年に引き続き愛知県の行う下之郷堰に関する調査については、皆様のご協力により今年度については、先週末に終了したと聞いております。

では、ただいまから、平成29年度第5回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は18名で、浅井会長より欠席の連絡を受けております。

定足数に達していることをご報告いたします。次に、本日の議事録署 名者を指名いたします。17番加藤和伸委員と18番星野満委員にお願 いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

## 【議案第11号】

農地利用計画変更の申出

1件

【議案第12号】

農地法3条の規定による許可申請

3件

【議案第13号】

農地法第5条第1項の規定による許可申請

3件

【議案第14号】

農地利用集積円滑化事業規定の変更承認

(2) 報告案件について

【報告第13号】

農地法第4条第1項第7号の規定による届出 5件

【報告第14号】

農地法第5条第1項第6号の規定による届出 14件

(3) その他です。

それでは、【議案第11号】 農地利用計画変更の申出について、 事務局に説明を求めます。

事務局 議案第11号をご覧ください。

この案件は、申出人から清須市長あてに、農用地の利用計画変更の 申出が提出され、それを受けて、清須市長より農業委員会に意見を求 めるものです。いわゆる「農用地の除外」の手続きで、農用地区域を 農用地でないものにする手続きです。

この農用地の除外には、5つの要件があり、

- ① 他の土地で代えることが困難なこと
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと
- ③ 農用地の利用集積に支障がないこと
- ④ 土地改良施設の機能に支障がないこと
- ⑤ 土地改良事業の完了後8年を経過していることです。

申出の場所は、一場弓町で、面積284㎡です。

分家住宅を設置したいとの申請です。

位置は、県道名古屋一宮線から東に\_\_\_、五条川右岸から西に\_\_の 距離に位置し、近隣では宅地化が進む、既存集落の周辺部にあたるため、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地【エ-(ア)-b-(a)】に該当します。申出人は、現在三重県四日市市内に妻と子供の三人で住んでいますが、現在の住まいは会社借り上げの共同住宅で、平成30年3月を以て後輩に譲るよう求められています。

今後新たな家族が増えることも見すえ生活基盤を安定させたく実家の 母親に相談したところ、母親が唯一所有する同地を勧められ今回の申請 となりました。

以上、説明を終わります。

何かご意見などございませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として意見なしとして よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農 業委員会として「意見無し」として回答いたします。

> 続きまして、【議案第12号】農地法第3条の規定による許可申請 3件を議題といたします。

5番から事務局に説明を求めます。

事 務 局 次第を1枚おはねください、議案第12号、申請番号H29-5をご覧ください。

申請地は、土田三反地\_\_\_\_、登記田、現況田で、面積は 64 ㎡で す。

譲渡人を \_\_\_\_\_ と、譲受人を \_\_\_\_とする3条許可での所有 権移転です。

農業従事が困難である\_\_\_\_と、農業経営の規模拡大を予定する \_\_\_\_からの申請となります。

\_\_\_\_\_については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台を所有し、200日の従事日数、営農の規模は、耕作面積4,188㎡、通作距離300m、通作時間1分。また、不許可の要件である7項目に該当ありません。

以上、説明を終わります。

会 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は石黒委員ですが。

石 黒 委 員 特に問題ありません。

会 した何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろし いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員として承認することといたします。

続きまして、6番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第12号、申請番号H29-6をご覧ください。

この案件は、7月の農業委員会において5条許可申請の審議を行った春日西牧南\_\_\_の農業用施設のための駐車場に関連するものです。

申請地は、春日西牧南、登記畑、現況畑で、面積は372㎡

です。 貸人を \_\_\_\_\_と、借人を \_\_\_\_とする3条許可での使用貸 借権の設定です。 社会福祉活動に貢献したいと、社会福祉活動の一環として、 環境を整備したい からの申請となります。 農地法第3条第2項に記載がありますように、農地所有適格法人以 外の法人は農地を取得することができませんが、例外として、非営利 法人は農地の使用については可能となっております。 については、特定非営利法人であり、トラクター1台、耕 運機1台をリースしており、通作距離0.1km、通作時間2分。 また、不許可の要件である7項目に該当ありません。 以上、説明を終わります。 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、後藤末秋委員で 会 長 すが。 員 問題ありません。 後藤委 加 藤 委 員 この案件は先月の農業委員会で取り下げた案件ではないですか。 局 はい(詳細説明) 事 務 会 長 他に何かご意見などありませんか。 なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろし いでしょうか。 (「異議なし」の声あり) ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員とし て承認することといたします。 続きまして、7番、事務局に説明を求めます。 申請地は、一場福島 、登記畑、現況畑で、面積は 620 m<sup>2</sup>です。 事 務 局 譲渡人を \_\_\_\_\_ と、譲受人を \_\_\_\_とする3条許可での使用 貸借権設定です。 今までの利用権設定による賃借契約が終了したため、引き続き更新を 行うための申請となります。 については、トラクター1台、耕運機2台を所有し、300日の従 事日数、営農の規模は、耕作面積 4,318 ㎡、通作距離 2km、通作時間 10分。また、不許可の要件である7項目に該当ありません。 以上、説明を終わります。 事務局の説明が終わりました。何かご意見などありませんか。 会 長 なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろし

いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員として承認することといたします。

続きまして、【議案第13号】 農地法第5条第1項の規定による許可申請3件を議題といたします。

7番ですが、この案件については<u></u>\_\_\_\_\_委員が譲渡し人本人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条により、ここでいったん退室願います。

(委員 退室)

では、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書3ページ、番号7をご覧ください。

申請地は春日五反地 全ての登記、現況ともに田で、それぞれの面積は議案書のとおりです。

9 筆の合計 4,971 ㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。

工場を建築するための所有権移転の農地転用です。

申請者は、本社を春日郷ケ島\_\_\_\_\_に置き、製造業を営んでいます。

現在、春日工場及びあま工場、西枇杷島工場において事業を行って おりますが、取引先における国内初の航空機の製造が具体的になり、 発注量や内容も大型化が進んできたことにより、現状では対応が困難 になってきました。

北名古屋市に相当規模の用地が見つかりましたが、条件が合わずに断念し、他に探すも条件に合う土地が見つからず苦慮していたところ、今回の土地の話がまとまり、本申請にいたりました。申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速 16 号一宮線春日出口より概ね 72m区域にある農地である。

農地区分は、「運用通知第2の1の(1) エー(ア)ーaー(b) インター チェンジなどから 300m 以内の区域にある農地」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はありませんなお、本案件につきましては、転用面積3000㎡を超える案件については、愛知県知事への進達前に、あらかじめ農業会議の意見を聴くこととされているため、9月8日の愛知県農業会議常設審議委員会にて諮問することと

なっております。

以上、説明を終わります。

会 事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、加藤和伸委員に現地の確認をお願いしております。

加藤委員問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」と して、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達する ことといたします。

それでは、委員の入室を認めます。

(委員入室)

続きまして、8番、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書4ページ、番号8をご覧ください。

申請地は春日白弓\_\_\_\_です。登記、現況ともに田で面積 262 ㎡です。

借人及び貸人は議案書のとおりです。資材置場を設置するための賃 借権設定の農地転用です。

申請者は、本社を一宮市に置き、土木・建設・舗装工事業を営んでいます。

現在、本店は一宮市にありますが主な工事現場は、清須市、北名古屋市及び名古屋市北西部となっております。清須市内に資材置場を設置することで、作業効率を上げ、受注に迅速に対応できます。

まず、市街化区域内で住宅地ではない土地を選定しましたが、当社 の希望に沿う土地の確保が難しく困惑していたところ、本申請地の賃 借の話がまとまりました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速 16 号一宮線春日出口より概ね 170m以内の区域にある農地です。農地区分は、「運用通知第 2 の 1 の(1) エ-(ア)-a-(b) インターチェンジなどから 300m 以内の区域にある農地」に該当するため、第 3 種農地と判断でき、原則許可となります。また、一般基準についても特段の問題はありません。

以上、説明を終わります。

この案件の地元は、加藤和伸委員ですが。

加藤委員これも問題ありません。

会 した何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」と して、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」と の意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、9番、事務局に説明を求めます。

事務局議案書4ページ、番号9をご覧ください。

申請地は春日冨士塚\_\_\_\_、登記、現況ともに畑で面積 323 ㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。分家住宅を建築するため の所有権移転の農地転用です。

現在、譲受人は家族5人で実家にて生活しておりますが、来春に結婚を予定しております。実家は兄が継ぐことが決まっており、将来のことを考えると同居は困難であるため、一戸建て住宅の建築を計画しました。

譲受人に自己所有地はなく、両親の所有する市街化区域内の土地も 事業用地として、賃貸しており、苦慮していたところ、本申請地の話 がまとまり計画にいたりました。

申請地は住宅、街区に占める宅地の割合が 40%を越えている区域にある農地であり3種農地となり、運用通知のエー(ア)-b-(b)に該当します。

一般基準及び他法令など、特段の問題はありません。

以上、説明を終わります。

会 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、星野満委員ですが。

星 野 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」と して、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」と

の意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、【議案第14号】農地利用集積円滑化事業規定の変更 承認について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第11条の12 第1項における、「農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事 業規程の変更や廃止を行おうとするときは、あらかじめ、農業委員会 の承認を受けなければならない」という法律に基づいて起案させてい ただきました。

> 内容としましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の 施行に伴い、農業委員会等に関する法律の記載に合わせて組織名を変 更するというものです。

会 長 何かご意見などありませんか。

渡 辺 委 員 この案件は本来7月の農業会議に掛けるものではないか。

事 務 局 報告が遅れて申し訳ございません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、承認といたしま す。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。【報告第13号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、読み上げますから、地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

番号18、朝日愛宕 、登記畑、現況宅地です。

猪 子 委 員 問題ありません。

会 長 続きまして、番号19、朝日五条\_\_\_で登記畑,現況宅地です。

猪 子 委 員 これも問題ありません。

会 長 続きまして、番号 20、土田郷上切 で登記, 現況共に田です。

石 黒 委 員 問題ありません。

会 長 続きまして、番号 21、西枇杷島町城並一丁目\_\_\_\_\_で登記, 現況共 に田です。

大橋委員 問題ありません。

会 長 番号 22、上条織部 で登記,現況共に畑です。

石塚委員問題ありません。

以上の件について、何か質問等ありませんか。

質問等がなければ、異議なしとさせていただきます。

続いて、【報告第14号】農地法第5条第1項第6号の規定による 届出に入ります。

読み上げますから、地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

番号41、西枇杷島町地領一丁目 で登記田、現況宅地です。

大橋委員 問題ありません。

会 長 番号 42、西枇杷島町地領一丁目\_\_\_\_\_で登記田、現況宅地 西枇杷島町地領二丁目 で登記畑、現況宅地です。

大 橋 委 員 問題ありません。

会 長 番号 43、萩野\_\_\_で登記、現況共に畑、番号 44、萩野\_\_\_で登記、現況共に畑です。

齋藤委員問題ありません。

会 長 番号 45、西枇杷島町小田井三丁目 で登記田、現況畑です。

渡辺委員
クレームがありましたが解決しましたので問題ありません。

会 長 番号 46、西枇杷島町大黒\_\_\_で登記田、現況畑です。

大橋委員 問題ありません。

会 長 番号 47、廻間三丁目\_\_\_で登記、現況共に田です。

この案件は花木委員の地元ですが、渡し人になっているため石黒委員に確認をお願いしております。

石 黒 委 員 特に問題ありませんでした。

会 長 番号 48、清洲山神 で登記畑、現況宅地、清洲山神 で登記、現況共に畑です。

横 井 委 員 問題ありません。

会 長 番号49、清洲大下町\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

横 井 委 員 これも問題ありません。

会 長 番号 50、西田中白山\_\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

中野委員問題ありません。

会長 番号 51、清洲大下町\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。番号 52、清洲大下町\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

横 井 委 員 問題ありません。

会 長 番号 53、花水木一丁目 で登記、現況共に畑です。

石 黒 委 員 問題ありません。

会 長 番号 54、西市場三丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

花 木 委 員 問題ありません。

これで、本日予定されていたすべての議案が終了しました。この際、何か質問・意見等ありませんか。

なければ、2 その他に移ります。事務局なにかありますか。

事務局 次回開催時に農業委員会バッチの返還をお願いします。

会 長 それでは次回の開催について確認します。

平成29年9月25日 月曜日、午後2時から、場所は 清須市 役所南館3階 大会議室にて開催予定です。

以上で、閉会します。本日はご苦労様でした。

## 一終了時刻午後2時55分一

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「\_\_\_番 地」、農地の地番は「\_\_\_番」との表記で省略して記載しています。